

収入印紙

ちょう付欄

委託契約書

- 1 事業名 阿南市水道事業
- 2 業務名 阿南市水道事業施設運転管理等業務
- 3 履行期間 自 令和●年●月●日
至 令和 12 年 3 月 31 日
- 4 業務箇所 阿南市内
- 5 業務委託料 ￥●●●,●●●,●●●-
- うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●●●,●●●,●●●-
- 6 契約保証金 金銭的保証
- 7 その他 契約約款のとおり

上記の業務について、発注者「阿南市」と、受注者「●●●●共同企業体」は、各々の対等な立場における合意に基づき、本契約書によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

発注者 阿南市
阿南市長 岩佐 義弘

受注者 ●●●●共同企業体

代表構成員 住 所
氏 名

構 成 員 住 所
氏 名

阿南市水道事業施設運転管理等業務 契約約款

目 次

第1章 総則.....	1
第1条（総則）.....	1
第2条（契約の保証）.....	1
第3条（権利義務の譲渡等）.....	1
第4条（一括再委託等の禁止）.....	1
第5条（業務内容の変更等）.....	2
第2章 業務体制.....	2
第6条（監督員）.....	2
第7条（総括責任者及び業務責任者）.....	2
第3章 業務の計画.....	2
第8条（計画書の提出）.....	2
第4章 業務の履行.....	2
第9条（業務の適正履行）.....	2
第10条（業務の履行報告）.....	2
第11条（貸与品等の取扱い）.....	2
第5章 支払い、対価改定.....	3
第12条（業務の検査等）.....	3
第13条（業務委託料の支払い）.....	3
第14条（業務委託料の変更等）.....	3
第6章 契約不適合責任及び業務の引継.....	4
第15条（契約不適合責任）.....	4
第16条（契約不適合責任期間等）.....	4
第17条（業務の引継ぎ）.....	5
第7章 契約の解除等.....	5
第18条（発注者の任意解除権）.....	5
第19条（発注者の催告による解除権）.....	5
第20条（発注者の催告によらない解除権）.....	5
第21条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）.....	6
第22条（受注者の催告による解除権）.....	6
第23条（受注者の催告によらない解除権）.....	7
第24条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）.....	7
第25条（発注者の損害賠償請求等）.....	7
第26条（賠償の予定）.....	8
第27条（受注者の損害賠償請求等）.....	8

第28条（解除の効果）	8
第8章 雑則.....	8
第29条（臨機の措置）	8
第30条（一般的損害）	9
第31条（第三者に及ぼした損害）	9
第32条（不可抗力等による損害）	9
第33条（秘密保持義務）	9
第34条（個人情報の保護）	9
第35条（管轄裁判所）	9
第36条（疑義等）	9
【別紙1 リスク分担表】	10
【別紙2 業務委託料の支払い】	11

第1章 総則

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約約款に基づき、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書記載の業務（以下「本業務」という。）の別冊の仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき頭書記載の業務委託料（以下「業務委託料」）をもって、頭書記載の履行期間（以下「履行期間」）までに、本業務を履行しなければならない。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第25条第3項各号に規定する者による契約の解除についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

3 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第4条 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする（以下「再委託」という）ときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の再委託を行うときは、次の事項を発注者に通知しなければならない。

- (1) 再委託先の名称及び所在地
- (2) 再委託する業務の内容
- (3) 再委託先がこの契約を遵守する旨の確認
- (4) その他発注者が必要と認める事項

4 受注者は、再委託先の行為について、発注者に対して一切の責めを負うものとする。
(業務内容の変更等)

第5条 発注者は、必要がある場合には、本業務の内容を変更し、又は本業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

第2章 業務体制

(監督員)

第6条 発注者は監督員を配置し、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 本業務を円滑に実施するための受注者に対する指示
- (2) 本業務の履行に関する受注者との協議
- (3) 契約書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (4) 業務の進捗の確認、契約書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
(総括責任者及び業務責任者)

第7条 受注者は、本業務の履行に当たり、仕様書に定めるところにより、総括責任者及び業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

第3章 業務の計画

(計画書の提出)

第8条 受注者は、仕様書に定めるところにより、本業務の履行に関する計画書を作成し、発注者へ提出しなければならない。

第4章 業務の履行

(業務の適正履行)

第9条 受注者は、この契約の本旨に従い善良なる管理者の注意義務をもって誠実に本業務を履行しなければならない。

(業務の履行報告)

第10条 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について報告しなければならない。
(貸与品等の取扱い)

第11条 発注者が本業務の実施に際して受注者に無償で貸与する物品（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期については、発注者及び受注者が協議の上、別途書面にて定めるものとする。

2 前項の規定により発注者が貸与する貸与品等の所有権は、発注者に帰属する。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 4 受注者は、本業務が完了した場合、本業務の一部完了若しくは業務内容の変更等により貸与品等が不要となった場合、又は受注者の責めに帰さない事由による滅失若しくは毀損により当該貸与品等が使用不可能となった場合には、速やかに全ての貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者の故意又は過失により貸与品等が滅失又は毀損し、その返還が不可能となったときは、受注者は、発注者の指定した期間内に代品を納入し、又は原状に復して返還しなければならない。

第5章 支払い、対価改定 (業務の検査等)

第12条 受注者は、当該月の業務を完了したときは、仕様書に定める月間業務実施報告書を発注者に提出しなければならない。なお、受注者は、機電設備修繕更新業務が完了したときは、その実績を当該月の月間業務実施報告書により報告しなければならない。

- 2 受注者は、当該年度の業務を完了したときは、仕様書に定める年間業務実施報告書を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、本業務の履行期間が満了したときは、仕様書に定める業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、第1項から第3項による各報告書の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に成果物について検査を行わなければならない。
- 5 前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出して発注者の再検査を受けなければならない。
- 6 受注者は、検査合格の通知を受けたときは遅滞なく、当該成果物を発注者に引渡すものとする。

(業務委託料の支払い)

第13条 受注者は、前条の規定による当該月の検査に合格したときは、発注者に対して【別紙2 業務委託料の支払い】に記載する当該月の固定費の業務委託料及び当該月の実績として認められた変動費の業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。
- 3 変動費の業務委託料の支払いは、当該年度末又は本業務の履行期間満了時において、機電設備修繕更新業務の実績を確認し、当該年度の実績額が【別紙2 業務委託料の支払い】に記載する当該年度の変動費の額に達しない場合は、当該年度末又は本業務の履行期間満了時において、実績額に基づき精算を行う。

(業務委託料の変更等)

第14条 発注者又は受注者は、契約期間で委託契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準若しくは物価水準の変動、経済事情の激変、又は予期することのできない事由の発生により、委託料が著しく不相当となったと認められるときは、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。ただし、当該請求のあった日以後の残契約期間が2月以上あるものでなければ、これを行うことができない。

- 2 前項の規定による業務委託料の変更は、物価指数等に基づき算出した変動後の残業務委託料と変動前の残業務委託料との差額のうち、変動前の残業務委託料の1000分の15(1.5%)を超える額につき、協議して定めるものとする。
- 3 前項に規定する業務委託料の変更において、労務単価に係る物価指標は、国土交通省が毎年公表する「建築保全業務労務単価」を基準とし、本条に基づく委託料の変更に伴う差額については、予算措置完了後において精算を行うものとする。

- 4 履行期間中に消費税及び地方消費税の税率が改正された場合は、発注者及び受注者が協議の上、改正後の税率に基づいて委託料を変更するものとする。

第6章 契約不適合責任及び業務の引継

(契約不適合責任)

第15条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第16条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第12条第6項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各号の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(業務の引継ぎ)

第17条 受注者は、本業務の完了するとき、又はこの契約が解除されたときは、発注者が指定する者に対し、本業務の連続的な遂行に支障をきたさないよう、責任をもって十分な引継ぎを行わなければならない。

2 前項の引継ぎは、仕様書に定めるところにより実施するものとし、当該引継ぎに要する費用は受注者の負担とする。

第7章 契約の解除等

(発注者の任意解除権)

第18条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第20条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由がなく、第15条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(8) 第22条又は第23条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他その経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事等の契約を締結する事務所の代表者その他その経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを不当に利用する等していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員を含む。以下この号及び第26条第1項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

ウ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の罪を犯し、刑に処せられたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条 第19条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時

における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第23条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定により仕様書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第5条の規定による委託業務の中止期間が契約期間の2分の1（契約期間の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 第22条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に履行を完了することができないとき。
- (2) この成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第19条又は第20条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第19条又は第20条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事更生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第20条第8号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(賠償の予定)

第26条 受注者は、第20条第10号アからウまでのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第27条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第13条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第28条 この契約が解除された場合には、第1条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

第8章 雑則

(臨機の措置)

第29条 受注者は、業務の履行にあつて、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに報告しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（一般的損害）

第30条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第32条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第31条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては 発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力等による損害）

第32条 天災その他の不可抗力など、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰することができない事由（以下「不可抗力等」という。）により、本業務の対象施設や設備等に損害が生じた場合、又は本業務の履行に支障が生じた場合は、受注者は直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

2 前項の不可抗力等により生じた損害の復旧、又は本業務を継続するために発生した合理的な増加費用については、発注者及び受注者が協議の上、発注者が負担するものとする。ただし、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに起因して拡大した損害等については、受注者が負担するものとする。

（秘密保持義務）

第33条 発注者及び受注者は、本業務の履行に関して知り得た秘密情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に漏らし、又は本業務の目的以外に使用してはならない。本契約の終了後も同様とする。

（個人情報の保護）

第34条 発注者及び受注者は、本業務の履行にあたり取り扱う個人情報は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、適正に管理しなければならない。

（管轄裁判所）

第35条 本契約に関する訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

（疑義等）

第36条 本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者及び受注者が誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。

【別紙1 リスク分担表】

リスク項目	リスクの 具体的内容	分担		責任・費用の所在及び処理方針 (根拠条文)
		発注者	受注者	
1. 運転操作ミス	操作間違いによる断水、水質悪化、機器破損		○	受注者の過失。受注者負担で復旧・賠償。(第30条)
2. 保守点検漏れ	仕様書に定められた点検を怠ったことによる機器故障		○	受注者の過失。受注者負担で修理・復旧。(第30条)
3. 人員確保・労務	有資格者の不足、配置ミス、業務中の労働災害		○	受注者の責任と費用で対応。有資格者の配置義務や労働安全衛生等の法令を遵守。(第4条、第7条)
4. 経年劣化・老朽化	施設の経年劣化による突発的な機器故障	○		施設保有者である発注者の負担。修繕・更新費として「変動費」で実績精算。(第30条)
5. 原水水質悪化	異常濁水、上流の汚染等による想定超の水質悪化。	○		受注者は仕様書通りの対応を実施。範囲外の対応等による追加費用は協議の上で発注者が負担。(第29条、第32条)
6. 不可抗力・天災	地震、台風、落雷等による施設破壊や停電。	○		初期対応は受注者が行うが、復旧費用や増加費用は協議の上で発注者が負担。(第29条、第32条)

注) 本表に明記されていないリスク事象が発生した場合、又は本表の解釈について疑義が生じた場合は、第36条(疑義等)の規定に基づき、発注者及び受注者が誠意をもって協議の上、負担及び対応を決定するものとする。

【別紙2 業務委託料の支払い】

(各年度の業務委託料)

	業務委託料
令和8年度	—
内消費税相当額	—
令和9年度	¥●,●●●,●●●—
内消費税相当額	¥●●●,●●●—
令和10年度	¥●,●●●,●●●—
内消費税相当額	¥●●●,●●●—
令和11年度	¥●,●●●,●●●—
内消費税相当額	¥●●●,●●●—

(固定費の業務委託料)

	収益的支出 ^{※1}
令和8年度	—
内消費税相当額	—
令和9年度	¥●,●●●,●●●—
内消費税相当額	¥●●●,●●●—
令和10年度	¥●,●●●,●●●—
内消費税相当額	¥●●●,●●●—
令和11年度	¥●,●●●,●●●—
内消費税相当額	¥●●●,●●●—

※1 収益的支出の固定費の業務委託料は、仕様書に定める「1 統括管理業務」、「2 運転管理業務」、「3 保安全管理業務」、「4 機電設備保全計画業務」に基づく金額とする。

(変動費の業務委託料)

	収益的支出 ^{※2}	資本的支出 ^{※3}
令和8年度	—	—
内消費税相当額	—	—
令和9年度	¥19,800,000—	¥19,800,000—
内消費税相当額	¥1,800,000—	¥1,800,000—
令和10年度	¥19,800,000—	¥19,800,000—
内消費税相当額	¥1,800,000—	¥1,800,000—
令和11年度	¥19,800,000—	¥19,800,000—
内消費税相当額	¥1,800,000—	¥1,800,000—

※2 収益的支出の変動費の業務委託料は、仕様書に定める「5 機電設備修繕更新業務」の内、「(1)設備修繕業務」に基づく金額とする。

※3 資本的支出の変動費の業務委託料は、仕様書に定める「5 機電設備修繕更新業務」の内、「(2)設備更新業務」に基づく金額とする。

(業務委託料の月々の支払い)

各年度各月の業務委託料の支払いは以下のとおりとする。なお消費税相当額を含む金額とする。なお、収益的支出の変動費及び資本的支出の変動費は、当該月の実績額に基づき支払うものとするため、本表には含めない。

		収益的支出（固定費）
令和9年度	4月	¥●,●●●,●●●-
	5月	¥●,●●●,●●●-
	6月	¥●,●●●,●●●-
	7月	¥●,●●●,●●●-
	8月	¥●,●●●,●●●-
	9月	¥●,●●●,●●●-
	10月	¥●,●●●,●●●-
	11月	¥●,●●●,●●●-
	12月	¥●,●●●,●●●-
	1月	¥●,●●●,●●●-
	2月	¥●,●●●,●●●-
	3月※4	¥●,●●●,●●●-
	計	¥●,●●●,●●●-
令和10年度	4月	¥●,●●●,●●●-
	5月	¥●,●●●,●●●-
	6月	¥●,●●●,●●●-
	7月	¥●,●●●,●●●-
	8月	¥●,●●●,●●●-
	9月	¥●,●●●,●●●-
	10月	¥●,●●●,●●●-
	11月	¥●,●●●,●●●-
	12月	¥●,●●●,●●●-
	1月	¥●,●●●,●●●-
	2月	¥●,●●●,●●●-
	3月※4	¥●,●●●,●●●-
	計	¥●,●●●,●●●-
令和11年度	4月	¥●,●●●,●●●-
	5月	¥●,●●●,●●●-
	6月	¥●,●●●,●●●-
	7月	¥●,●●●,●●●-
	8月	¥●,●●●,●●●-
	9月	¥●,●●●,●●●-
	10月	¥●,●●●,●●●-
	11月	¥●,●●●,●●●-
	12月	¥●,●●●,●●●-
	1月	¥●,●●●,●●●-
	2月	¥●,●●●,●●●-
	3月※4	¥●,●●●,●●●-
	計	¥●,●●●,●●●-

※4 各年度の3月分は、当該年度額から当該年度の11ヶ月分の額を控除した端数調整額である。